

平成25年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価(案)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	41,600,000	
			標準	39,600,000	
		21人 ~ 40人	都市部	83,400,000	
			標準	79,500,000	
		41人 ~ 60人	都市部	138,900,000	
			標準	132,300,000	
		61人 ~ 80人	都市部	195,000,000	
			標準	185,800,000	
		81人 ~ 100人	都市部	251,400,000	
			標準	239,400,000	
		101人 ~ 120人	都市部	306,900,000	
			標準	292,300,000	
		121人以上	都市部	363,100,000	
			標準	345,900,000	
		施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	33,600,000
				標準	32,100,000
21人 ~ 40人	都市部		67,300,000		
	標準		64,200,000		
41人 ~ 60人	都市部		112,400,000		
	標準		107,100,000		
61人 ~ 80人	都市部		158,100,000		
	標準		150,600,000		
81人 ~ 100人	都市部		203,100,000		
	標準		193,500,000		
101人 ~ 120人	都市部		249,000,000		
	標準		237,100,000		
121人以上	都市部		294,000,000		
	標準		280,000,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	32,000,000	
			標準	30,500,000	
大規模生産設備等整備加算			都市部	105,000,000	
			標準	100,000,000	
短期入所整備加算			都市部	9,000,000	
			標準	8,580,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,200,000	
			標準	9,750,000	
相談支援、障害児相談支援整備加算			都市部	7,520,000	
			標準	7,170,000	
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算			都市部	4,810,000	
			標準	4,590,000	
避難スペース整備加算			都市部	28,000,000	
			標準	26,700,000	

平成25年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価(案)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	75,300,000
			標準	71,700,000
		21人 ~ 40人	都市部	150,800,000
			標準	143,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	251,400,000
			標準	239,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	353,300,000
			標準	336,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	454,500,000
			標準	432,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	555,900,000
			標準	529,500,000
		121人以上	都市部	657,200,000
			標準	625,900,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000	
		標準	30,500,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	105,000,000	
		標準	100,000,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000	
		標準	8,580,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000		
	標準	9,750,000		
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	7,520,000		
	標準	7,170,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,810,000		
	標準	4,590,000		
避難スペース整備加算	都市部	28,000,000		
	標準	26,700,000		
共同生活介護 共同生活援助	創設	定員4人~10人	都市部	19,900,000
			標準	19,000,000
		短期入所整備加算	都市部	9,000,000
			標準	8,580,000
	エレベーター等設置整備加算	都市部	1,570,000	
		標準	1,500,000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	7,520,000	
		標準	7,170,000	
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,810,000	
		標準	4,590,000	
	避難スペース整備加算	都市部	28,000,000	
		標準	26,700,000	

平成25年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価(案)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	75,300,000
			標準	71,700,000
		21人 ~ 40人	都市部	150,800,000
			標準	143,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	251,400,000
			標準	239,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	353,300,000
			標準	336,500,000
		81人 ~ 100人	都市部	454,500,000
			標準	432,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	555,900,000
			標準	529,500,000
		121人以上	都市部	657,200,000
			標準	625,900,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000	
		標準	30,500,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	105,000,000	
		標準	100,000,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000	
		標準	8,580,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000		
	標準	9,750,000		
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	7,520,000		
	標準	7,170,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,810,000		
	標準	4,590,000		
小規模グループケア整備加算	都市部	15,700,000		
	標準	15,000,000		
避難スペース整備加算	都市部	28,000,000		
	標準	26,700,000		
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	41,600,000
			標準	39,600,000
		21人 ~ 40人	都市部	83,400,000
			標準	79,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	138,900,000
			標準	132,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	195,000,000
			標準	185,800,000

平成25年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価(案)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
	81人 ~100人	都市部	251,400,000	
		標準	239,400,000	
		101人 ~120人	都市部	306,900,000
			標準	292,300,000
		121人以上	都市部	363,100,000
			標準	345,900,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部	105,000,000	
		標準	100,000,000	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	32,000,000	
		標準	30,500,000	
	短期入所整備加算	都市部	9,000,000	
		標準	8,580,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,200,000		
	標準	9,750,000		
相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	7,520,000		
	標準	7,170,000		
居宅介護、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,810,000		
	標準	4,590,000		
避難スペース整備加算	都市部	28,000,000		
	標準	26,700,000		
増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	21,000,000
			標準	20,000,000
短期入所(短期入所のための整備の場合)			都市部	9,000,000
			標準	8,580,000
相談支援、障害児相談支援(各事業のための整備の場合)			都市部	7,520,000
			標準	7,170,000
居宅介護、保育所等訪問支援(各事業のための整備の場合)			都市部	4,810,000
			標準	4,590,000
補装具製作施設			都市部	10,700,000
			標準	10,200,000
盲導犬訓練施設			都市部	130,100,000
			標準	123,900,000
点字図書館			都市部	35,900,000
			標準	34,200,000
聴覚障害者情報提供施設			都市部	48,300,000
			標準	46,100,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)